

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年12月8日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、返還金額1,278,030円を超える部分は取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 請求人は、生活保護受給前に社会福祉協議会から貸付けを受けた総合支援資金の償還金を月々3,730円支払っており、この償還金は収入から控除されるべきものであるが、本件処分では控除がなされていない。
- (2) 本件処分では返還の対象とされているのは、平成27年5月から平成28年1月までの生活保護費であるところ、請求人は、同期間の収入について、毎月申告を行っていた。本件において、

生活保護費の過支給が生じたのは、上記収入申告について担当者スワーカーが収入認定を行わなかったことが原因である。それにも関わらず、支給済みの保護費全額の返還を求める本件処分は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであり、違法である。

- (3) 請求人は、本件処分の際、タブレットと携帯電話機種 of 購入代金及び通信料、介護手伝いのための交通費、国民年金の任意加入保険料、電子レンジ及びファックスの購入費用、滞納賃料の返済等について自立更生免除の対象とするよう求めていたにもかかわらず、これらの免除は一切なされていない。本件処分は、要考慮事項を考慮しておらず、違法である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、返還金額2円に係る費用の返還決定（本件処分のうち返還金額1,278,030円を超える部分）の取消しを求める部分については、理由があるから、その範囲に限り、行政不服審査法46条1項の規定を適用して本件処分を取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は理由がないから、同法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月11日	諮問
平成29年10月20日	審議（第14回第3部会）
平成29年11月28日	審議（第15回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

### (2) 地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」

(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(略)については、その実際の受給額を認定すること。」とされており、同(イ)によれば、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」とされている。

また、次官通知の第8・3・(2)・エ・(イ)によれば、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

(3) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）ものであるところ、同条にいう「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁参照）。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについては、①原則、全額を返還対象とすること、②ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないとし、上記の「次に定める範囲の額」として、「家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認

められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額（保護基準額以内の額に限る。）」、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(ウ)（略）(エ)保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」等が挙げられている。

エ　ところで、保護の実施機関の取扱いにより保護費の不足又は過払が生じた場合であっても、実施機関が不足・過払発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-2・（答）1及び2）。このため、保護費の過払の期間が上記（発見月からその前々月分まで）を超えている場合は、上記の遡及変更による手段を採ることはできず、過払された保護費相当額を法63条の「資力」として認定する方法によるべきこととなる。

2　これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 失業基本手当の収入について

請求人は、平成27年4月22日から同年12月17日までの間（以下「支給対象期間」という。）、定期的に失業基本手当の支給を受けており、上記期間中の失業基本手当の合計額は1,289,558円であり、同手当を得るために必要な経費（ハローワーク〇〇等までの交通費）の合計額は11,528円であったことが認められる。

(2) 上記(1)の収入に係る法63条の適用について

上記(1)のとおり、請求人には、支給対象期間に収入があったものと認められ、前記1・(1)に述べた保護の補足性の原則に従えば、これらの収入は、請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべきであり、法に基づく保護は、これらの収入を活用してもなお不足する分を補う限度で行われるべきこととなる。

そうすると、本件のように、資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護の程度を決定した場合、本来は、速やかに保護変更処分を行うことが望まれるところである。しかし、一旦保護の程度を決定した行政処分を、長期にわたり不確定にしておくことは妥当とはいえないものであることから、保護変更処分により扶助費の額を遡及変更する限度は、実務上3か月程度と考えられている(1・(3)・エ)ところであって、それ以上に遡る期間に関しては、当該収入を法63条の「資力」として認定し、その期間中に支給した保護費については、資力に相当する額の限度で、これを同条により返還すべき旨を決定することが、生活保護制度の趣旨を全うする手段として相応しい選択肢となる(1・(3)・イに引用の裁判例参照)。

したがって、処分庁が、収入として認定すべきであった請求人の失業基本手当について、保護変更処分によって保護の程度の是正を行うことについては、既に時機を逸してしまった点もあることから、事後的に法63条の規定を適用して、その額に相当する保護費の返還を請求人に対して求めることを決定したことについては、誤りはないというべきである。

### (3) 返還金額の決定について

処分庁は、上記(1)で明らかになった支給対象期間の失業基本手当を資力として認定し、当該期間中に支給した保護費(平成27年4月分から同年12月分まで)について、資力に相当する額の限度で、これを法63条により返還すべき旨を決定

(本件処分) したことが認められる。その際、処分庁は、①失業基本手当を得るために必要な経費として、ハローワーク〇〇等への交通費を控除額として認定したこと、②ケース診断会議を実施し、請求人の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものがないかどうかを検討したところ、該当するものは特にないと結論に至ったことが認められる。そして、これらを前提とすると、本件処分に至る過程には、取り消すべき違法・不当な点があるということとはできないものである。

しかしながら、上記①の控除額(必要経費)については、その実際必要額を認定することとされており、上記必要経費の合計額は「11,528円」である(1)ところ、処分庁は、「11,526円」と誤計算していることから、本件返還決定金額(1,278,032円)のうち、1,278,030円を超える部分に限り、本件処分は取消しを免れないものである。

一方、上記部分を除くその余の1,278,030円の返還金額を決定した部分については、上記1の法令等の定めに従い適切になされたものといえ、違法・不当はないといえることができる。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、生活保護受給前に社会福祉協議会から貸付けを受けた総合支援資金の償還金を月々3,730円支払っており、この償還金は収入から控除されるべきものであるが、本件処分では控除がなされていなく、違法である旨主張する。

しかし、上記総合支援資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金(生活費用)であり、また、請求人が生活保護を受給する以前に貸付を受けたものであることが認められる。

そうすると、当該貸付資金の償還金は、前記1・(3)・ウによれば、そもそも自立更生の範囲には含まれないとされているこ

とから、請求人の主張は理由がないというほかない。

- (2) また、請求人は、本件について、生活保護費の過支給が生じたのは、請求人が毎月収入申告を行っていたにも関わらず、担当ケースワーカーが収入認定を行わなかったことが原因であり、それにも関わらず、支給済みの保護費全額の返還を求める本件処分は、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであり、違法である旨主張する。

確かに、請求人は、平成27年5月20日から平成28年2月15日までに処分庁宛てに各収入・無収入申告書等を提出しており、処分庁は、請求人が支給対象期間中、定期的に失業基本手当を受給していたことを把握していたはずであるから、本来は、速やかに保護変更処分を行うべきであった。

しかしながら、処分庁が、本件処分を行うについて適用した法63条の規定については、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられるものであるから（前記2・(2)）、本件のように、保護の実施機関が速やかな収入認定を怠ったため、爾後に保護費の返還をなすべき状態が発生した場合であったとしても、そのことにより、法63条を適用して決定を行うことが妨げられるものではないと解される。

したがって、請求人の主張は、本件処分を違法・不当とする理由にはならないというほかはない。

- (3) さらに、請求人は、本件処分の際、タブレットと携帯電話機種の購入代金及び通信料、介護手伝いのための交通費、国民年金の任意加入保険料、電子レンジ及びファックスの購入費用、滞納賃料の返済等について自立更生免除の対象とするよう求めていたにもかかわらず、これらの免除は一切なされていない、



要考慮事項を考慮しておらず、違法である旨主張する。

この点については、前記1・(3)・ウに述べた取扱通知に則って判断することになるが、請求人が主張する上記各項目は、保護申請（一時扶助）があっても、実施機関が保護費として支給を決定するとは通常考え難いものであるし、また、通常の最低生活の維持のための費用とは別に、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途」等に充てられるものとまではいえないものである。そして、その他、これら以外の点で、本件処分に関して、保護費の「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に当たるとみべき特段の事情は認められない。

そうすると、本件返還決定金額から、更なる控除（自立更生のために充てる額）を認めなかった処分庁の判断を、違法・不当とすることはできないものである。

- 4 ところで、処分庁は、本件返還決定金額の算定に当たり、平成27年10月12日付けの収入・無収入申告書で請求人から申告のあった入院給付金に係る収入認定を行うことなく返還決定金額を算定していることが認められる。そして、このことは、前記1・(3)の定めによるものとは認められないことから、以下のとおり付言する。

処分庁は、上記入院給付金について収入認定を行わないまま、本件返還決定金額を算出していることが認められ、これにより、本件処分における返還決定金額は過少となっていることが推認されるが、このことは、請求人にとって有利な取扱いとなっているものと認められることから、当該収入認定を行わなかったことをもって、本件処分の取消理由とすることはできないものである（行政不服審査法48条参照）。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成